

付 議 事 件

議案第 97 号 広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する
ことについて [1 頁]

議案第 98 号 令和 5 年度広陵町一般会計補正予算 (第 6 号)
[7 頁]

議 案 第 9 7 号

広陵町国民健康保険税条例の一部を改正すること
について

広陵町国民健康保険税条例（昭和40年3月広陵町条例第
5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

広陵町国民健康保険税条例（昭和40年3月広陵町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第22条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額

当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した所得割額の1/2の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の1/2の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の1/2の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の1/2の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第23条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (3) 出産の予定日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
 - (5) その他町長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の広陵町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議 案 第 9 8 号

令和5年度広陵町一般会計補正予算（第6号）

令和5年度広陵町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ180,225千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,758,590千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月8日提出

広陵町長 山村吉由

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
14 国庫支出金		千円 2,246,379	千円 181,250	千円 2,427,629
	2 国庫補助金	1,196,104	181,250	1,377,354
18 繰入金		286,801	△1,025	285,776
	1 基金繰入金	269,563	△1,025	268,538
歳入合計		14,578,365	180,225	14,758,590

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費		千円 2,097,613	千円 0	千円 2,097,613
	1 総務管理費	1,844,129	0	1,844,129
3 民生費		5,407,259	180,225	5,587,484
	1 社会福祉費	3,007,034	180,225	3,187,259
歳 出 合 計		14,578,365	180,225	14,758,590

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
14 国庫支出金	2,246,379	181,250	2,427,629
18 繰入金	286,801	△1,025	285,776
歳 入 合 計	14,578,365	180,225	14,758,590

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	2,097,613	0	2,097,613
3 民生費	5,407,259	180,225	5,587,484
歳 出 合 計	14,578,365	180,225	14,758,590

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 83	千円	千円	千円 △83
181,167			△942
181,250			△1,025

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総務費国庫補助金	千円 212,247	千円 181,250	千円 393,497
計	1,196,104	181,250	1,377,354

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	175,555	△1,025	174,530
計	269,563	△1,025	268,538

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	千円 181,250	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠）	千円 181,250

1 財政調整基金繰入金	△1,025	財政調整基金繰入金	△1,025

1 4 款 国庫支出金 1 8 款 繰入金

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 976,377	千円 0	千円 976,377	千円 83	千円	千円	千円 △83
計	1,844,129	0	1,844,129	83			△83

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	417,873	180,225	598,098	181,167			△942
計	3,007,034	180,225	3,187,259	181,167			△942

節・細節		説	明
区 分	金 額		
	千円	財源補正	千円

3 職員手当等	723	01 給与費	723
6 時間外勤務手当	723	3 職員手当等	723
		・時間外勤務手当	723
10 需用費	542	12 低所得世帯支援給付金事業（追加分）	179,502
1 消耗品費	462	10 需用費	542
4 印刷製本費	80	・消耗品費	462
11 役務費	968	・印刷製本費	80
1 通信運搬費	687	11 役務費	968
4 手数料	281	・通信運搬費	687
12 委託料	2,992	・手数料	281
13 電算委託料	2,992	12 委託料	2,992
18 負担金、補助及び交付金	175,000	・電算委託料	2,992
22 給付金	175,000	低所得世帯支援給付金システム構築委託料	2,992
		18 負担金、補助及び交付金	175,000
		・給付金	175,000
		低所得世帯支援給付金	175,000

2 款 総務費 3 款 民生費

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他	計				
補正後	長 等	3		25,176	9,690	9,224	44,090	4,940	49,030	
	議 員	14	50,112		19,879		69,991	15,347	85,338	
	その他	732	29,037			4,248	33,285		33,285	
	計	749	79,149	25,176	29,569	13,472	147,366	20,287	167,653	
補正前	長 等	3		25,176	9,690	9,224	44,090	4,940	49,030	
	議 員	14	50,112		19,879		69,991	15,347	85,338	
	その他	732	29,037			4,248	33,285		33,285	
	計	749	79,149	25,176	29,569	13,472	147,366	20,287	167,653	
比 較	長 等									
	議 員									
	その他									
	計									

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	530	378,361	874,045	711,532	1,963,938	318,905	2,282,843	
補 正 前	530	378,361	874,045	710,809	1,963,215	318,905	2,282,120	
比 較				723	723		723	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後	18,799	55,915	248,335	149,415	31,815
	補 正 前	18,799	55,915	248,335	149,415	31,815
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	26,301	12,965	36	167,951	
	補 正 前	25,578	12,965	36	167,951	
	比 較	723				

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	248		831,888	638,888	1,470,776	253,907	1,724,683	
補 正 前	248		831,888	638,165	1,470,053	253,907	1,723,960	
比 較				723	723		723	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後	18,799	53,383	187,807	149,415	31,815
	補 正 前	18,799	53,383	187,807	149,415	31,815
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	24,993	12,136	36	160,504	
	補 正 前	24,270	12,136	36	160,504	
	比 較	723				

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	282	378,361	42,157	72,644	493,162	64,998	558,160	
補 正 前	282	378,361	42,157	72,644	493,162	64,998	558,160	
比 較								

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後		2,532	60,528		
	補 正 前		2,532	60,528		
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	1,308	829		7,447	
	補 正 前	1,308	829		7,447	
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
報 酬		制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分		
給 料		制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分		
職員手当	723	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	723	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業対応による増 723千円

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区 分		一般事務・技術職	技能労務職	特定任期付職員
令和5年11月1日現在	平均給料月額(円)	295,642	224,200	—
	平均給与月額(円)	344,893	240,752	—
	平均年齢(歳)	41	60	—
令和5年8月1日現在	平均給料月額(円)	293,562	223,200	—
	平均給与月額(円)	342,552	239,692	—
	平均年齢(歳)	40	60	—

イ 初任給

(円)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職	国 の 制 度
		一 般 職
高 校 卒	166,600	166,600
短 学 卒	179,100	179,100
大 学 卒	196,200	196,200

ウ 級別職員数

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職								
	級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
令和5年11月1日現在	職員数(人)	6	30	23	45	56	55	30	245
	構成比(%)	2.4	12.2	9.4	18.4	22.9	22.5	12.2	100
令和5年8月1日現在	職員数(人)	6	29	26	40	58	55	34	248
	構成比(%)	2.4	11.7	10.5	16.1	23.4	22.2	13.7	100
区 分	技 能 労 務 職								
	級	4級	3級	2級	1級				合計
令和5年11月1日現在	職員数(人)			2					2
	構成比(%)			100					100
令和5年8月1日現在	職員数(人)			2					2
	構成比(%)			100					100
区 分	特 定 任 期 付 職 員								
	級	5号	4号	3号	2号	1号			合計
令和5年11月1日現在	職員数(人)								
	構成比(%)								
令和5年8月1日現在	職員数(人)								
	構成比(%)								

(一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職
7 級	理事及び部長の職務
6 級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹の職務
5 級	課長補佐、室長、参事、副館長、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、 上席主任教諭及び上席主任保育士の職務
4 級	参与、係長、調整員、主幹保育教諭、幼稚園副園長、保育園副園長、主任教諭 及び主任保育士の職務
3 級	主任若しくは主任技師又は相当困難な業務を行う職務
2 級	主事若しくは技師又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務
1 級	主事補若しくは技師補又は定型的な業務を行う職務

(一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職
7 級	理事及び部長に相当する職務
6 級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹に相当する職務
5 級	課長補佐、室長、参事、副館長、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、 上席主任教諭及び上席主任保育士に相当する職務
4 級	参与、係長、調整員、主幹保育教諭、幼稚園副園長、保育園副園長、主任教諭 及び主任保育士の職務
3 級	相当困難な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
1 級	定型的な業務を行う職務

(技能労務職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

区 分	技 能 労 務 職
4 級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3 級	困難な業務を行う業務員の職務
2 級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1 級	単純な業務を行う業務員の職務

(技能労務職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員)

区 分	技 能 労 務 職
4 級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3 級	困難な業務を行う業務員の職務
2 級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1 級	単純な業務を行う業務員の職務

(特定任期付職員 号別の標準的な職務内容)

区 分	特 定 任 期 付 職 員
5 号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な 業務で重要なものに従事する場合
4 号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な 業務に従事する場合
3 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務 に従事する場合
2 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従 事する場合
1 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する 場合

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		
			一般職	技能労務職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	248	246	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	182	182		
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)	7	7	
		3号給 (人)	27	27	
		4号給 (人)	139	139	
		5号給以上 (人)	9	9	
比 率 (B) / (A) (%)	73.4	74.0			
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	248	246	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	182	182		
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)	7	7	
		3号給 (人)	27	27	
		4号給 (人)	139	139	
		5号給以上 (人)	9	9	
比 率 (B) / (A) (%)	73.4	74.0			

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.2	2.3	4.5	有	
補正前	2.2	2.3	4.5	有	
国の制度	2.2	2.3	4.5	有	

カ 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の 者 (月分)	25年勤続の 者 (月分)	35年勤続の 者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加 算措置等	備 考
支 給 率	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		

キ 地域手当

区 分	全職員	
支 給 対 象 地 域	町内全域	東京都の特別区の区域
支 給 率 (%)	6	20
支 給 対 象 職 員 数 (人)	247	1
国の指定基準に基づく支給率 (%)	6	20

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一般職	技能労務職
給料総額に対する比率 (%)	0.002	0.002	—
支給対象職員の比率 (%) (令和5年11月1日現在)	1.210	1.210	—
代表的な特殊勤務手当の名称	防疫作業従事手当 行旅病人又は行旅死亡人収容護送作業従事手当 犬、猫等死体処理従事手当		

ケ その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

